

仕 様 書

1. 事業名

「せとうちエリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る推進体制強化に向けた事務職員配置支援業務

2. 履行期間

契約締結の日から 2027 年 2 月 19 日（金）まで

3. 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内海を囲む 7 県が連携し、せとうちブランドの確立を通じて地域経済の活性化及び豊かな地域社会の実現を目指している。

観光庁が実施する「せとうちエリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業（以下「モデル事業」という。）を円滑に推進するためには、関係者との連絡調整、経費精算事務及び広報等を適切に遂行できる体制を確保することが必要である。

本業務は、モデル事業に係る推進体制の強化を図るため、機構の業務内容に適した人材を確保・配置し、当該人材による一般事務の遂行を通じて、事業運営を安定的かつ効率的に支援することを目的とする。

4. 業務内容

受託者は、上記目的を踏まえ、機構と十分に連携の上、以下の業務を遂行すること。

（1）人材の確保及び配置支援

ア 受託者は、本仕様書に定める就業条件及び業務内容に応じて、派遣労働者 1 名を配置できる体制を確保すること。

イ 派遣労働者の選任、連絡調整その他配置に必要な対応は、関係法令を遵守の上、受託者の責任において適切に行うこと。

（注）本業務は、派遣労働者個人を特定して選定することを予定するものではなく、受託者は関係法令に適合する範囲で配置手続を行うこと。

ウ 就業場所は、原則として一般社団法人せとうち観光推進機構事務所とする。

エ 就業日は原則として月曜日から金曜日までとし、土日祝日及び就業先の指定日を休日とすること。

オ 就業時間は、9 時 00 分から 17 時 45 分まで（実働 7 時間 45 分、休憩 60 分）を基本とすること。

カ 欠員、交代その他業務継続に支障を生じるおそれがある場合には、速やかに機

構へ報告し、必要な代替対応を協議すること。

(2) 配置人材が従事する業務

- ア 観光庁が実施するモデル事業に係る組織内外の調整業務
- イ モデル事業の経費精算に係る事務
- ウ 広報業務
- エ 上記に付随する資料作成、連絡調整その他機構が必要と認める一般事務

(3) 管理業務

- ア 受託者は、配置人材に対し、本業務の遂行に必要な法令遵守、守秘義務、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行うこと。
- イ 受託者は、機構との連絡窓口を明確にし、問い合わせ、協議、トラブル対応等に迅速に対応すること。
- ウ 受託者は、勤務状況その他必要事項を適切に把握し、機構の求めに応じて報告できる体制を整えること。

(4) 成果物及び提出物

- ア 配置開始予定日、派遣元責任者及び連絡体制、勤務条件その他応募・配置に必要な書類
- イ 機構が必要と認める勤務実績、業務報告その他本業務の履行状況を確認できる資料
- ウ 履行期間満了時又は機構が必要と認める場合の引継資料その他業務上作成した資料

5. 代金の支払い

契約代金の支払いは、単価契約によるものとし、派遣料金は時間単価に実働時間を乗じて算定し、通勤交通費は実費精算を基本として、実際の就業実績に応じて支払うものとする。支払タームは機構と協議の上、決定する。なお、本事業による総支給額は4,150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

また、就業日数、就業時間その他実績が当初見込みと異なる場合は、実績に応じて精算するものとし、契約内容に含まれない費用は支払対象としない。

なお、想定稼働日数は事業期間内の営業日を基礎として設定し、実際の就業実績に応じて確定するものとする。

6. 第三者委託の制限

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。やむを得ず本業務の一部を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ委託内容、委託先及び必要性を文書により機構へ報告し、承認を得ること。

7. 成果物等及び権利の帰属

本業務の履行に伴い作成された報告書、引継資料、説明資料その他の成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、観光庁に帰属するものとし、機構及び観光庁は、本業務及び上位事業の実施に必要な範囲で当該成果物を利用できるものとする。

受託者は、本業務に関連して作成又は取得した資料等について、第三者の権利を侵害しないよう必要な措置を講じるものとし、第三者との間に権利関係の問題が生じた場合は、受託者の責任において処理すること。

8. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 受託者及び配置人材は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守し、誠実に業務を履行すること。
- (3) 受託者及び配置人材は、本業務により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、本業務において取り扱う個人情報を適正に管理し、漏えい、滅失又は毀損の防止その他必要な安全管理措置を講じること。
- (5) 受託者は、本業務に関連する情報資産について適切な情報セキュリティ対策を講じ、事故又はそのおそれが生じた場合は、直ちに機構へ報告し、その指示に従うこと。
- (6) 受託者又は配置人材の責に帰すべき事由により機構又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任においてこれを賠償すること。
- (7) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (8) 本業務は、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」に基づく事業であるため、受託者は当該事業の手引きを踏まえて業務を実施すること。